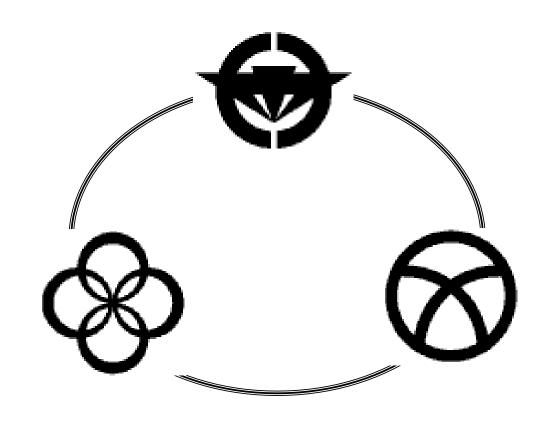
# 平成24年度 「連合の教育」の重点



相楽東部広域連合教育委員会

# I 「連合の教育」の基本方針

- 1 社会における教育の機能 「人づくり・地域づくり・未来づくり」
- 2 教育の未来を展望して 変化の激しい社会の中で「不易と流行」による教育実践の展開
- 3 広域連合による教育への期待
  - (1) 学校間におけるよさの共有、相互支援、切磋琢磨による教育効果の 向上
  - (2) 社会教育施設の相互利用による地域住民の利便性の向上

# Ⅱ 「連合の教育」の基本理念

- 1 目指す人間像
  - 〇 他人を思いやり、積極的に自然、人、社会とつながりながら、次代 の相楽東部を支える人
  - 自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、これからの社会づくりに貢献できる人
- 2 はぐくみたい力
  - 【展望する力】 夢と希望を持ち、生涯にわたって自ら学び自らを高め、 未来を見通し、切り拓く力
  - 【つながる力】 人権感覚、道徳心を身に付け、ふるさとを愛し、自然、 人、社会とつながり共生できる力
  - 【挑戦する力】 自らの目標を実現するため、失敗を恐れず挑戦し続ける強い意志とたくましく生きるための健康や体力

# Ⅲ 「連合の教育」の施策推進の視点

### 1 小規模校の特性を活かした"相楽東部ならでは"の教育

複式学級をはじめとする少人数教育の充実を図り、管内学校間の多様な 交流を組織的・計画的に推進するなど、小規模校の特性を活かした教育活 動を展開する。

#### 2 社会総がかりで取り組む教育

子どもが人や社会とつながり共に生きる心をはぐくむために、学校はもとより、家庭、地域社会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、社会総がかりで取り組む。

### 3 幼児期から成人までを見通した教育

『はぐくみたい力』をバランスよく育成するため、各校が校種を越えてつながり、幼児期から成人までの見通しをもった教育を進める。

# Ⅳ 「連合の教育」の中期目標

平成 21 年度 1 年目…継続を基本とした基盤づくり

平成22年度 2年目…調整と改善、共有

平成23年度 3年目…軌道に乗せて

平成 24 年度 4 年目…軌道修正による安定走行

平成25年度 5年目…「連合の教育」の充実

# V 重点目標と取り組むべき項目

# 相楽東部の未来を創造する人づくり

#### <重点目標1>

#### 質の高い学力をはぐくむ

- (1) 基礎・基本の定着
- (2) 活用する力の育成
- (3) 学習意欲の向上

#### く重点目標2>

# 規範意識、他人を思いやる心、ふるさとを 愛する心など豊かな人間性をはぐくむ

- (4) 規節意識の醸成
- (5) 他人を思いやり、尊重する心の育成
- (6) 豊かな感性や情緒の育成
- (7) 地域の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成

#### <重点目標3>

#### たくましく健やかな身体をはぐくむ

- (8) 体力の向上
- (9) 健やかな身体の育成

#### <重点目標4>

# 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限 に伸ばす

- (10) 小規模校の特性を活かした"相楽東部ならでは"の学校づくり
- (11) 人権教育の推進
- (12) 特別支援教育の推進
- (13) 幼児教育の推進
- (14) キャリア教育の推進
- (15) 読書活動の推進

#### <重点目標5>

# 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- (16) 国際理解教育の推進
- (17) 情報教育の推進
- (18) 環境教育の推進
- (19) 世界に発信し行動できる人材の育成
- (20) 公共の精神やリーダーシップをはぐく む教育の推進

# 子どもの学びを支える教育環境づくり

#### <重点目標6>

#### 学校の教育力の向上を図る

- (21) きめ細かな指導体制の充実
- (22) 生徒指導の充実
- (23) 教員が子どもに向き合える環境づくり
- (24) 教員の資質・能力の向上
- (25) 学校間連携の充実
- (26) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくり

#### <重点目標7>

# 安心・安全で充実した教育の環境を整備 する

- (27) 学校危機管理・安全対策の充実
- (28) 学校施設整備の充実
- (29) 質の高い教育環境づくり
- (30) 子どもの就・修学支援の充実

#### <重点目標8>

# すべての教育の出発点である家庭教育を 支援する

- (31) 親のための学習活動支援の充実
- (32) 家庭教育に係るサポート体制の充実

#### <重点目標9>

# 地域社会の力を活かして子どもをはぐく む環境をつくる

- (33) 地域社会の力を活かした活動の充実
- (34) 地域社会による学校支援活動の充実
- (35) 子どもの健全育成のための環境づくり

#### <重点目標10>

# 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を 充実させる

- (36) 地域の力を活かした生涯学習環境の 充実
- (37) 生涯スポーツ環境の充実
- (38) 生涯学習施設との連携及び指導者の 養成

# 学校教育の重点

# 1 学校教育の3本柱

- (1) "相楽東部ならでは"の教育の一層の推進
  - 〇広域連合のよさを活かした学校教育の推進
  - 〇我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成
- (2) 質の高い学力をはぐくむこと
  - ○基礎・基本の定着、活用する力の育成、学習意欲の向上
  - 〇校長のリーダーシップと組織による実践
- (3) 豊かな人間性の育成
  - ○道徳教育、人権教育の一層の充実
  - ○規範意識の醸成、他人を思いやる心の育成

# 2 具体的重点事項

- ① 特色ある教育活動の展開
  - 〇小規模校の特性を活かした教育活動の推進
  - 〇『我が校の自慢』とする教育活動の一層の推進
- ② 児童生徒の体力の向上
  - ○運動能力・競技力の向上、小学校陸上運動交歓記録会の充実
  - 〇「京の子ども元気なからだスタンダード」の効果的な活用
- ③ 特別支援教育の充実
  - 〇特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援
  - 〇相楽通級指導教室の積極的活用
- ④ 学校図書館のセンター機能(読書及び学習・情報)の充実と活用
  - ○図書館司書の配置(指導と環境整備)
  - ○図書及び資料の充実
- ⑤ 管内学校間における積極的交流、相互支援
  - ○学校行事の共催及び共同学習の実施
  - 〇児童生徒間・教職員間交流、相互支援による学校運営
- ⑥ 学校の活性化
  - 〇対外的に活躍する学校
  - ○連合教育委員会研究指定校における研究発表会
- ⑦ 安心・安全な学校
  - ○自らの命を守る、自らの安全を確保する能力の育成
  - 〇安心・安全に学習できる教育環境づくり

# 重点目標 1 質の高い学力を はぐくむ

(1) 基礎·基本

(2)活用する力

(3) 学習意欲

- ①少人数教育のよさを活かした学習支援など、基礎・基本の確実な定着を図る取組の 推進 (1)
- ②「全国学力・学習状況調査」、「京都府学力診断テスト」などを活用した個に応じた 指導の充実及び授業改善 (1)(2)
- ③「中1振り返り集中学習(ふりスタ)」などを活用した振り返りの学習活動や体験的な学習など、基礎・基本の徹底、知識・技能を活用する学習活動の充実 (1)(2)
- ④知的活動やコミュニケーション活動の基盤となる「ことばの力」の育成 (1)(2)
- ⑤デジタル教材や「算数ナビつーる」など、学習支援教材の活用 (1)(2)
- ⑥『家庭学習の手引き』等により啓発を図り、家庭と連携して学習習慣の定着を図る 取組の充実 (1)(3)
- ⑦言語活動の充実を図る取組の各教科・領域の年間指導計画への位置付け、思考力・ 判断力・表現力などの育成 (2)
- ⑧研究者や社会人の専門性、地域の人的資源等を活かした授業の実施 (2)(3)
- ⑨校長のリーダーシップのもとに組織が一体となって質の高い学力をはぐく む取組の推進 (1)(2)(3)

重点目標 2 規範意識、他人を思 いやる心、ふるさと を愛する心など豊か な人間性をはぐくむ

- (4) 規範意識 (5) 他人を思いやり、尊重する心 (3) 思いなばればない (7) いばる にはしませ
- (6) 豊かな感性や情緒 (7) 地域の伝統と文化

①全教職員で推進すべく道徳教育の推進体制の整備及びその全体計画や年間指導計

- 画、指導方法の工夫改善(4)(5)(6)
- ②「京の子ども 明日へのとびら」をはじめ効果的な資料の活用や体験活動を活かした多様な指導による心の教育の充実 (4)(5)(6)
- ③多様な学習活動による児童生徒の心に響く道徳の時間の展開 (4)(5)(6)
- ④学級活動・HR活動や道徳の時間での指導、非行防止教室などの積極的活用及び家庭との連携による規範意識の醸成 (6)
- ⑤我がふるさとを誇りに思い、我がふるさとを愛する児童生徒の育成 (6)
- ⑥ものづくり体験活動や自然・文化体験活動などの充実 (5)(6)
- ⑦「KYO発見 仕事・文化体験活動」「京の子ども夢大使派遣事業」などの事業を 活用し、京都や地域の伝統や文化を学ぶ機会の充実 (7)
- ⑧ 3 町村の「国民文化祭・京都2011」の取組などの成果を継承した伝統文化、芸術文 化活動の充実 (7)

# 重点目標 3 たくましく健やか な身体をはぐくむ

#### (8) 体力の向上

#### (9) 健やかな身体の育成

- ①小学校体育授業での「京の子ども元気なからだスタンダード」の効果的な活用と各校の実態に応じた子どもの体力・運動能力の向上に係る取組の推進 (8)
- ②生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる環境づくり (8)
- ③地域の指導者の活用などによる体育及び運動部活動の充実 (8)
- ④体育的行事や運動部活動の充実、各種大会や地域スポーツクラブへの積極的参加などによる競技力の向上 (8)
- ⑤学校保健委員会の活性化と保健学習・保健指導の充実 (9)
- ⑥喫煙・薬物乱用の防止、生活習慣病の予防など健康に関する現代的課題への適切な 対応 (9)

⑦教職員の共通理解のもと、食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実 及び地域や家庭と連携した食育の推進 (9)

# 重点目標4 ー人一人を大切に し、個性や能力を最 大限に伸ばす

- (10) "相楽東部ならでは"の学校づくり
- (11)人権教育 (12)特別支援教育
- (13) 幼児教育 (14) キャリア教育
- (15) 読書活動の推進
- ①地域の自然、人材、組織、機関などの資源の積極的な活用 (10)
- ②地域の実態に応じた教育システムの構築、"相楽東部ならでは"の学校づくり、小規模校及び複式形態の特性を活かした教育活動の推進 (10)
- ③特色ある、魅力ある学校づくりを進めるべく、『我が校の自慢』とする教育活動の 一層の推進 (10)
- ④基本的人権や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組の充実 (11)
- ⑤ 4つの観点(人権としての教育、人権についての教育、人権のための教育、人権を 通じての教育)に基づいて展開する人権教育の具体的取組 (11)
- ⑥府作成の人権関係資料を活用するなど人権教育を推進していくための認識の深化 と指導力の向上 (11)
- ⑦特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、相楽通級指導教室の積極的活用、 特別支援教室の検討など、特別支援教育の一層の推進 (12)
- ⑧校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の校内組織を充実し、各特別支援学校の地域支援センターなどを活用して、発達障がい等を含む特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援 (12)
- ⑨「もうすぐ1年生」体験入学事業を活用するなど、幼児期の教育と小学校教育との 円滑な接続 (13)
- ⑩キャリア教育を年間指導計画に位置付けての積極的な推進 (14)

- ①「京都府子どもの読書活動推進計画(第二次推進計画)」を踏まえ、家庭、地域の 人材、公共図書館などと協力した読書活動の取組を具体化 (15)
- ②図書の増加、配置された図書館司書の積極的活用による読書活動の充実 (15)

重点目標 5 社会の変化に対応 し、よりよい社会の 構築に貢献できる力 をはぐくむ

- (16) 国際理解教育 (17) 情報教育 (18) 環境教育
- (19)世界に発信し行動できる人材
- (20)公共の精神やリーダーシップ
- ①ALTの活用、交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質や能力の育成(16)
- ②小学校における外国語活動、中学校における英語教育の充実 (16)
- ③情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を活用する能力の育成及び 情報に関するルール・マナーの徹底 (17)
- ④情報モラルに係る教員研修など、情報教育の指導力を向上させる取組の推進(17)
- ⑤小・中学生対象の「環境出前講座」を活用するなど、校種間や家庭、地域社会、関係諸機関と連携した環境教育の推進 (18)
- ⑥京都にある最先端の資源(人的・物的)を活用した将来のスペシャリストの積極的 な育成 (19)
- ⑦ボランティア活動や集団活動などを通じた社会に貢献する心やリーダーシップの 育成 (20)
- ⑧社会や経済の仕組みを理解し、積極的に社会とかかわる資質と能力を有する人材の 育成 (20)

# 重点目標 6 学校の教育力の向上 を図る

- (21) きめ細かな指導体制 (22) 生徒指導
- (23) 教員が子どもに向き合える環境づくり
- (24)教員の資質・能力 (25)学校間連携の充実
- (26) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校
- ①「子どものための京都式少人数教育」や弾力的な講座編成を活かした、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導方法の工夫改善(21)
- ②「スクールカウンセラー」などと連携した教育相談の充実 (22)
- ③いじめ・暴力行為・不登校の未然防止や早期発見・早期対応 (22)
- ④生徒指導の機能(自己存在感、共感的理解、自己決定の場)を活かした教育活動の 展開 (22)
- ⑤「地域の見守り隊」の積極的活用や生徒指導体制の充実 (22)
- ⑥児童虐待の早期発見、関係機関との連携による必要な支援 (22)
- ⑦教員相互の連携・協働を進める方法を工夫し、教員が一人一人の子どもに向き合う時間の一層の確保 (23)
- ⑧児童生徒の実態把握と分析を進め、課題の解決に向けた校内研修の充実 (24)
- ⑨相楽東部広域連合教育委員会による研究指定の積極的活用 (24)
- ⑩体験入学や交流活動など、校種を越えた取組の推進 (25)
- ⑪出前授業、出前講座、クラブ指導など小中連携の一層の推進 (25)
- ⑩学校行事の共催、共同学習の実施など管内学校間連携の推進(小小・中中連携)(25)
- ③学校から家庭や地域社会への積極的な情報発信及び学校関係者評価の充実 (26)
- ④地域の多様な人々が教育にかかわる「学校支援地域本部事業」や「京のまなび教室」等の充実 (26)

重点目標7 安心・安全で充実し た教育の環境を整備 する

- (27) 学校危機管理·安全対策 (28) 学校施設整備
- (29) 質の高い教育環境づくり
- (30) 子どもの就・修学支援
- ①危機対応能力(自らの命を守る、自らの安全を確保する能力)を育成するための安全教育の計画的な実施(27)
- ②「学校防災計画」を踏まえた「危険等発生時対処要領」の検証 (27)
- ③学校施設の改修等中・長期的な計画の策定とともに、地域の避難所としての防災機能を強化し、安全で安心に学習できる教育環境づくりの推進 (28)
- ④配置された図書館司書の活用、計画的な図書室整備等による学校図書館のセンター機能(読書及び学習・情報)の充実と活用 (29)
- ⑤家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないよう、就・修学制度の周知・徹底 (30)

重点目標 8 すべての教育の出発 点である家庭教育を 支援する

- (31)親のための学習活動支援
- (32) 家庭教育に係るサポート体制
- ①子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための親の学習活動への理解と協力 (31)
- ②就学前の子どもを持つ親の学校理解を深め、信頼関係を築く「親のための応援塾」 の充実に向けたPTAとの協力体制の確立 (32)
- ③『家庭学習の手引き』等のよる児童生徒の家庭学習支援への啓発と協力 (32)
- ④児童虐待を防止するための「児童虐待早期発見のためのチェックリスト」の活用、 相楽東部広域要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携及び教職員研修 の充実 (32)

# 重点目標 9 地域社会の力を活か して子どもをはぐく む環境をつくる

- (33) 地域社会の力を活かした活動
- (34) 地域社会による学校支援活動
- (35)子どもの健全育成のための環境づくり
- ①地域の人材を活かした体験活動や学習活動を、障がいのある子どもも一緒に行う「京のまなび教室」への理解と協力 (33)
- ②「学校支援地域本部」など学校における学習活動、安全確保、環境整備等で活躍する地域ボランティアとの連携協力 (34)
- ③子どもの読書に対する興味や関心を高めるための、ホームページ「京の読書ワールド」の活用や地域の読書ボランティアとの連携協力 (34)
- ④子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークの充 実 (35)

# 重点目標10 生涯学習社会の実現 に向けて学習環境を 充実させる

- (36) 地域の力を活かした生涯学習環境
- (37) 生涯スポーツ環境
- (38) 生涯学習施設との連携及び指導者の養成
- ①かさぎまなび塾、あそび塾(和東)や"Ya!まなびclub"など地域の特色を活かした体験活動の充実(36)
- ②地域住民対象の生涯学習講座の充実 (36)
- ③子どもから大人まで生涯にわたってスポーツに親しむための学校体育施設の開放や地域指導者との連携によるスポーツ指導の充実 (37)
- ④「京都府スポーツ振興計画」に基づく総合型地域スポーツクラブとの連携推進(37)
- ⑤子どもたちの体験活動・学習活動を充実させるための公立の図書館、少年自然の家、郷土資料館及び町村(広域連合)立の社会教育、生涯学習関連施設等の積極的な活用 (38)

# 社会教育の推進

- ◎ これまでの事業の見直しと整理、新規事業の検討
- ◎ 3町村間の活発な交流
- ◎ 3町村独自の取組の温度差是正
- 1 乳幼児・青少年教育、成人教育や高齢者教育など生涯の各時期 に応じた学習機会の充実
- 2 文化協会の設立や充実、地域の特色を活かした文化活動の促進
- 3 地域住民がいつでも・どこでも主体的にスポーツに取り組む生 涯スポーツの推進
- 4 家庭の教育力、地域社会の教育力の向上を目指す取組の推進
- 5 学校、関係諸機関、各種団体などが一体となった総合的な人権 教育の推進

# 平成24年度の努力点

「社会教育」の理念(自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を、相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備、充実させる。)に基づき、家庭・地域社会・学校・様々な教育機関等と連携し、人生の各時期に応じた多種多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、住民が生涯にわたって学び続けることができる環境の整備と充実に努める。

また、本庁と各分室とが連携し、各社会教育施設や関係団体の特性を活かしながら、これまでの町村単位での取組を効果的に継続するとともに、広域的な体制づくりのもと事業面の連携や情報交換、また、家庭・学校・地域社会の連携、さらには高等教育機関・NPO・民間企業などを含めたネットワークづくりの整備、充実を図る。

# 1 生涯学習の振興

- (1) 住民のニーズや現代社会に対応した学習活動を充実させる。
- (2) 生涯学習における指導者の養成と確保に努める。
- (3) 社会教育委員会議をはじめとする社会教育関係団体等との連携を強化する。
- (4) 社会教育施設等の機能を充実させ、社会資産の効果的な活用を図る。
- (5) 生涯学習における学びのネットワークづくりの整備・充実を図る。
- (6) 生涯にわたってスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の実現を図る。

# 2 家庭の教育力の向上

- (1) 子育てに関する各種講座を充実させ、親の学習活動を支援する。
- (2) 家庭の教育力を高めるため、子育てに係る情報発信や教育相談活動に努める。
- (3) 保護者同士の交流、地域の人との関わりを軸に、サポート体制の強化に努める。
- (4) 親子読書や読み聞かせなど家庭における読書活動を推進する。

### 3 地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭・学校・地域の連携を強化し、社会総がかりで子どもをはぐくむ。
- (2) 地域力再生に向け、地域の人々の絆を強める取組を推進する。
- (3) 地域の文化や歴史に触れて、地域間交流を深め、ふるさとを愛する心を養う。
- (4) 各学習活動における学びの成果を活かす場や機会を提供する。

#### 4 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい 理解と認識を深める。
- (2) 実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。
- (3) 人権をテーマにした取組を工夫し、住民への啓発に努める。
- (4) 学校、家庭、地域社会及び関係機関、団体等と連携し、総合的な取組を進める。

# 生涯学習の振興

【目標】 地域住民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでもどこでも多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切である。

また、自然とつながる、人とつながる、地域とつながるなど、いわゆる「つながる力」を生涯学習推進のキーワードと捉え、"生涯を通して学び続けられる学習環境の実現"に向け、学びのネットワークを作ることも大切である。

そのため、広域的な体制のもとに、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供 や、指導者の養成を図るとともに、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実や、国際理解、環境、情報、防災などの現代的課題に関する学習活動の支援に努める。

また、地域住民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、主体的な活動ができるよう、求めに応じて専門的な指導と助言を行うなど、連携・協力に努める。

- (1) 乳幼児・青少年教育、成人教育事業、高齢者いきいき事業など生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成と学習の成果を活かす場や機会の充実
- (3) 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、NPOなど民間の教育活動も 視野に入れた生涯学習推進体制の充実
- (4) 国際理解、環境問題、情報モラル・リテラシー、男女共同参画の推進などの現代 的課題に関する学習活動の充実
- (5) 青少年育成委員会、文化・体育協会など生涯学習の充実に重要な役割を担う社会教育関係団体に対する適切な指導・助言と情報提供
- (6) 3町村の社会教育施設の機能の整備と他の施設の効果的な活用
- (7) 各図書室の施設整備の充実、府立図書館等との連携による利用者の拡大
- (8) 広報紙やHP、IP告知端末、防災無線などを活用した地域住民への情報提供と 相談体制の充実
- (9) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など、地域における多様な文化活動を支援、その成果を発表する機会の提供
- 10 3町村の文化財の保護・調査及び郷土愛をはぐくむべく積極的な活用の促進
- (11) 地域住民の学習ニーズに応えるための視聴覚資料の整備・充実
- (12) 「第 26 回国民文化祭・京都 2011」の成功を踏まえ、地域の特色を活かした文化 活動の一層の促進
- (13) 地域住民が体力や年齢、興味、目的に応じて「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる地域の実情に即した生涯スポーツの推進

# 家庭の教育力の向上

【目標】 家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担っている。また、子どもの「展望する力」・「つながる力」・「挑戦する力」をはぐくみ発揮していくためには、見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要である。

それらの家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会並びに関係部局と連携しながら、親に対する学習活動の支援やサポート体制の充実に努める。

- (1) 子育て・親育ち講座など、豊かな人間性(生命尊重、思いやり)をはぐくむ家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成
- (3) 子どもの食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進
- (4) 電話教育相談、メール教育相談、巡回教育相談など京都府教育相談事業の積極的活用
- (5) 就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」「ほっとサロン」など身近な場での交流や相談活動などサポート体制の充実
- (6) 親子ふれあい事業、親子交流会など、子どもが「包み込まれているという感覚」 を実感できるような機会の提供
- (7) 父親のための子育で講座をはじめ父親の育児参加、家庭教育参加を促す具体的取組の推進
- (8) 幼児期からの読み聞かせをはじめ、「京都府子どもの読書活動推進計画(第二次推進計画)」を踏まえた、学校と家庭の連携による読書習慣の確立に向けた取組の推進
- (9) 親のPTA活動などへの積極的な参加促進とPTA活動の充実に向けた支援
- 10) 地域ごとに異なる課題の解決に向けた京都府福祉部等関係機関の支援体制の積極的活用

# 地域社会の教育力の向上

【目標】 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもある。

そのため、大人の地域社会における学習力や教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する。 また、そうした活動を、学校と連携しながら、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組にも活かせるよう支援していく。

さらに、地域のよさを知り、我がふるさとを誇りに思い、愛する心を養う。

- (1) 地域の人々が気軽に集い、自発的に学習活動ができる環境の整備
- (2) 地域の人々の絆、つながりを強め、地域づくりを進めるための取組
- (3) 多様な生涯学習の成果を活かせる場や機会の提供など、地域の教育力向上に向けた取組の推進
- (4) 社会総がかりで子どもをはぐくむべく学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体とのネットワークの強化
- (5) 自然、伝統、文化をはじめとする地域の特色を踏まえた、様々な人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの充実
- (6) 「京のまなび教室」(かさぎまなび塾、あそび塾(和東)、"Ya!まなび club"など) による豊かな体験活動・学習活動の充実と障がいのある子どもを含めた児童間交流 や世代間交流の推進
- (7) 地域住民のボランティア活動による学習活動、安全確保、環境整備などの支援を行う「学校支援地域本部」の充実と地域コーディネーターの資質向上
- (8) 地域の課題の解決に向けた子育てサポーターやボランティアの養成
- (9) 地域の歴史や文化の特性を活かした資料の調査収集や展示、講習会などの推進
- (10) 文化財愛護や郷土を愛する心の育成、地域の文化財を次代へ引き継ぐための普及 啓発
- (11) 学校図書室と各地域の公共図書室との連携による子どもの読書活動推進
- (12) 社会教育施設や学校の活用、関係団体との連携による子どもの安全・安心な場つ くり
- (13) 学校支援地域本部、京のまなび教室等既存の組織を活用しながら、学校・家庭・ 地域社会の連携・協働した取組を進めるシステムの構築

# 人権教育の推進

【目標】 人権という普遍的文化の構築を目標とした「新京都府人権教育・啓発推進計画」及び3町村の「人権教育・推進計画」を踏まえ、自己実現とすべての人の尊厳、一人一人の人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進する。

そのため、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和 問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるととも に、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重 の理念といった普遍的な視点や、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障が いのある人、外国人、患者等といった個別的な視点など、2つの視点からのアプロ ーチによる学習機会の充実
- (2) 学校、家庭、地域社会、職場など身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができる取組の推進
- (3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動の支援
- (4) 様々な人々との交流による人権尊重の心を培う機会として、青少年を対象とする ボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動の一層の充実
- (5) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実と、参加型学習を中心とする「人権学習資料(社会教育編)」等の効果的な活用など学習内容や方法の工夫改善
- (6) あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るための、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に向けた指導者研修の充実
- (7) 人権月間を中心としたイベントや街頭啓発、啓発パネルの展示等による人権啓発活動の充実
- (8) 管内各地域での学習活動を効果的に推進するための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、推進協議会などの団体と連携した総合的な取組の促進
- (9) 人権教育・人権啓発事業の学習活動を通じた3町村の住民相互交流の促進